

第 23 期第 10 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

暫定版

令和 8 年 7 月 24 日

## 第 23 期 第 10 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁別館 2 階第 1 会議室 C（静岡市葵区追手町 9－6）

### 3 議 題

#### （1）諮問事項

うなぎ稚魚漁業の許可について

資料 1

#### （2）指示事項

えびかご漁業の操業について

資料 2

#### （3）協議事項

ア うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針について

イ 知事許可漁業の要望調査への回答について

資料 3

#### （4）報告事項

ア 資源管理の状況等の報告について

イ 知事許可漁業の要望調査について

資料 4

#### （5）その他

全国海区漁業調整委員会の要望活動について

次回開催日程について

### 4 出席者氏名

委 員

高田 充朗

金指 治幸

薩川 一義

和久田米喜

岩瀬 清敏

福井 篤

浪川 珠乃

安間 英雄

Web 会議参加

田口 さつき

石原 弘恵

鳥居 恭子

欠席委員

西原 忠

原 剛

竹内 照裕

江口 智美

水産・海洋局

西尾 清仁

鈴木 健介

水産資源課

富野 淳一

鈴木 朋和

鈴木 聡志

瀧川 智人

事 務 局

小泉 康二

清水 一也

望月万美子

山崎 資人



○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第10回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員14名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日は田口委員、石原委員及び鳥居委員がオンライン出席となります。また西原委員、原委員、竹内委員及び江口委員が欠席でございます。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○望月主査

事務局 望月です。本日はオンライン参加の委員もいらっしゃいますので、音を拾いやすくするため、声は大きめで御発言をお願いいたします。以上です。

○小泉事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしくお願いいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。いとう漁協の高田です。魚市場を見るときんめだいは、前年に比べれば増減はありますが、ここにきて値段も上がっています。魚体も少し大きなものが釣れているような状況です。

定置網については、このところ、小平、小さなまいわしのことが多く、それにうるめいわしが混ざっております。主力になる魚は、1か月前からいさきが入り、ここ2、3日はみずかます、やまとかます、少し小さめですが、徐々に増えてきているような状況です。

まき網の1か統については、静岡県海面では良い漁ではないと思いますが、恐らく東沖の房総半島に近い方だと思いますが、さばの水揚げが続いておりまして、潮が入らなければ、ある程度まとまった量を水揚げしている状況です。

さばも今少ないので、ある程度の値段がついていると思います。平均すると200円/kg以上になっているのではないかと感じております。以上です。続いて岩瀬委員お願いします。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬でございます。稲取は相変わらずきんめだいを釣っておりますが、高田会長のところの漁師さんと一緒に同じ漁場できんめだいを釣っておりますが、獲れたり獲れなかったりというのが少し続いています。

暗いような潮になると少しきんめだいが釣れますが、明るい晴れた潮が来ると、きんめだいが小型になって余り釣れないように感じます。

ここ3日ほど、同じ群れだと思われるいるかが数頭、朝、夜が明ける前からずっと船の周りにいるような状況です。

きんめだいに関してはこのような状況ですが、採介藻の方は若者が潜っており、さざえが獲れないためてんぐさに切り替えて漁を行っています。今朝も手伝いましたが、3組ほどが朝の5時頃から海に入り、10時頃まで漁をしています。乾燥した後に出荷となりますが、乾燥てんぐさが100 kgほどでした。

○高田会長

ありがとうございました。

○和久田委員

浜名の和久田です。しらすに関しては、台風9号の大きなうねりで、2週間ほど漁に出られず、6月は下旬も漁がないためずっと休んでいました。先週あたりからぼちぼち出たのですが、まだしらすも細かくて、朝、ひと網いれてもかご3つ、30 kgほどといった状況です。それが2、3日続いて、今日また1日お休みして、また、今日は多少漁があったので、1かごひと網に大体10 kg、それが10かごか、多いときで15かごくらいでした。

単価も余り高くなく、1かご3万円前後というところです。うちはたちあじであじを獲ってしまして、今日も出漁し、あじとさば混ざりで、800 kgくらい獲ったという状況です。さばは大きいものは多少は値が付きませんが、小さくなると土用の丑（うし）もあるので買手もないという状況でした。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川でございます。7月11日から用宗ではしらすの水揚げが増えまして、800万円/日くらい獲れまして、その後ずっと、今日まで1400万円から800万円/日くらい水揚げしており、今日も800万円/日くらいでした。

ただ、用宗は安倍川沖の深い方なので良いですが、清水では13日に一時獲れただけで、あとは全然少ない状況です。今日は3分の1くらいの船は、網を掛けないで終わっているような状況でした。

今日は原委員欠席ですが、由比のしらすはプール制ですけれど40かご程度しか水揚げされていないとのことでした。潜りの方は、全然海藻がついていないところが多いようで、ほとんど獲れなかったという話を聞いています。以上でございます。

○金指委員

沼津の内浦漁協の金指です。沼津はまき網船団が4か統あって、2か統は伊豆の田子島で1か統やっていて、毎日さばを1回網を入れて、台風明けは3トンから5トンくらい水揚げしています。あとの2か統、私ともう1か統が相良の方に行って、アジを狙っていますけれど、もう1か統の方は価格が少し高いときに漁獲して収入も良かったのですが、私のところは何をどう間違ったか、昔で言う天中殺みたいな状況で、ここ1か月はまず沈船か何かを引っ掛け、網がズタズタになり、何百枚ものカキがついた錨（いかり）を引き上げてしまいました。その修理が、かなり時間がかかる

ということで、網を積み替えたのですが、その網もまた破れてしまい、目下出漁できない状態にあります。今日も朝から網の修繕を行っているのですが、この酷暑の中でどこまでやれるかという状況です。多分、7月の来週の月曜日からは、月休みがあり、うちの方は他の地域と時期が異なりますが8月1～3日は盆休みになるので、恐らく、次に出るのは8月4日以降になるかという感じです。

戸田船団は、もう皆様御承知のとおり、カツオが東沖で大漁に揚がっているということで、多分、景気のいい話をしているのではないかと思います。以上です。

○高田会長

ありがとうございました。皆さんありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を薩川委員と福井委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。

なお、1時間に1回程度、休息時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項「うなぎの稚魚漁業の許可について」及び関連事項の、協議事項「うなぎの稚魚漁業の許可に関する取扱い方針」についてを一括上程します。事務局より説明をお願いします。

○瀧川主任

水産資源課の瀧川です。うなぎ稚魚漁業の許可について説明させていただきます。資料1の1ページ目を御覧ください。知事許可漁業化の経緯について説明させていただきます。

本県では、漁業調整規則によって、原則しらすウナギの採捕を禁止しております。しかし、県内養鰻業への種苗供給を目的に、令和4年以前は種苗採捕許可として、特別にしらすウナギの採捕を許可してきました。一方、令和2年12月に漁業法が改正され、しらすウナギは「特定水産動植物」に指定され、従前の種苗採捕の許可では採捕ができなくなったため、知事許可漁業への移行が必要となりました。令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、知事許可漁業に対応した許可の取扱い方針、制限措置を諮問及び協議し、了承され、同年12月から知事許可漁業に基づくしらすウナギ採捕が開始されました。漁期は4月30日に終了しており、翌年以降についても同期間操業されています。

許可の実績ですが、県内19の操業区域がありまして、令和7年漁期では15区域で法人に許可が出ております。4区域では個人への許可が出ており、昨年度漁期では230人に許可が出ております。県内の採捕従事者の合計は869人でした。

採捕許可数量についてですが、まず上限の設定について、知事許可前の令和4年以前は、資源保護及び県内養鰻業への種苗供給を目的に、県内養鰻組合に所属する養鰻業者の池入量約1.7トンを経年採捕枠として設定しておりました。その後、令和5年より知事許可化したことに伴い、水産庁の通知を受けまして、これまでの上限設定の見直しを実施する必要がありました。この際、うなぎ資源の保護の観点から、令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において協議の上、県内全ての養鰻

業者の池入り量約 2.3 トンに引き上げ、知事許可化以降も引き続き上限を設定してきました。なお、水産庁通知では「合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではない」と記載があり、全国の池入量約 21.7 トンによる国全体での管理を基本とする考えではありますが、各県の事情に応じて根拠のある数字であれば採捕上限を設定することについて差し支えない旨確認しております。

このような状況の中、昨年度漁期では、採捕上限を設けているのは一部の県に限られており、採捕者の一部からは上限の撤廃を求める声が寄せられています。一方で、関係する内水面漁協、養鰻組合を中心に、資源保護の観点から上限維持を求める声も寄せられており、うなぎ資源の関係者間でも意見が分かれている状況です。しらすウナギについては詳細な生態が分かっていないこともあり、科学的な資源評価が困難な状況です。一方で、昨年 12 月にもワシントン条約 CITES の附属書Ⅱへうなぎ全種類の掲載提案がされるなど、国際的に資源保護に向けた措置が提唱されている中、資源がある程度守られる形を維持しつつ、採捕数量の設定を検討していく必要があります。

このような状況の中、今年度の検討状況ですが、各業界の意見を踏まえ、採捕者、関係する一部の内水面漁協、養鰻組合といったうなぎ資源関係者の間で意見交換会を実施したところ、採捕者の一部区域からは収入源の確保や水産庁通知に基づいた上限撤廃の声があった一方、その他地区の採捕者も含めた内水面や養鰻組合の関係者からは資源保護や養鰻の池入れ需要減少を踏まえ、上限設定の維持を求める声が上がっております。このことから、上限を撤廃した場合の資源保護の在り方を含め、関係者の間では継続した協議が必要という声を多く頂いている状況です。参考までに県内しらすウナギの採捕状況をお示しします。

次に令和 8 年度漁期における許可についてですが、前回の許可の有効期限は、令和 8 年 4 月 30 日まででしたので、今回は令和 8 年漁期の制限措置、許可の基準等についての諮問及び許可数量等についての協議となります。

それでは、3 ページ目に移っていただきまして、今回の協議・諮問事項となります。まず協議事項の、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針についてです。4 ページ目に新旧対照表、6～8 ページ目に変更案もございますので、併せて御覧ください。一つ目が取扱方針に記載の集荷場所の取扱についてです。詳しくは、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針 1 の

(7) を御覧ください。取扱方針ではこれまで、採捕従事者が採捕したうなぎ稚魚を集め、一時保管する場所として「出荷先」という表現で定義しておりました。集めた後の販売先についての制限はございませんが、こちらの「出荷先」という表現が販売先と誤解を招く表現だったため、「集荷場所」に修正したいと思っております。これに併せ、取扱方針 2 の(2)に従来記載されていた「出荷先」という表現を「集荷場所」と修正したいと思っております。

また、軽微な修正として、取扱方針 1 定義の(5)の採捕従事者の定義について、許可を受けられるのは飽くまで漁業者である個人又は法人であ

り、こちらの表現で主語があやふやだったため記載のとおり修正させていただきます。

続いて区域ごとの採捕許可数量についてです。これまでの許可数量の基本的な考え方としては、県内のうなぎ養殖業にて許可が出ている県内養鰻業者のうなぎ稚魚の池入量がありますので、それを上限としまして、その総量の8割を地域ごとの過去複数年の実績に応じて分配する形となりました。昨年令和7年度は令和4年漁期の各区域への配分比率、令和5年及び6年漁期の採捕実績に応じて採捕量を決定しておりました。

こちらについて、先ほども御説明したように、許可数量については採捕関係者からは水産庁通知や他県の状況、収入源の確保といった観点を踏まえ採捕枠を撤廃してほしい旨要望が上がっておりました。一方で、うなぎは河川において漁業権が設定された漁業対象種であること、加えて資源保護の観点から増殖用種苗の放流が義務づけられており、資源保護的な観点や調整も必要であります。加えて、採捕者の一部からも、適正な流通価格の維持や資源保護の観点から、上限を設定するべきという声も頂いています。採捕者、内水面漁協、養鰻組合といったしらすウナギ関係者と意見交換の場を設けたところ、様々な関係者の意見がある中で、今年度の撤廃は時期尚早であり、撤廃は継続協議の上で慎重に行うべきであるという意見が多く見受けられました。このことを踏まえ、令和8年度漁期の採捕枠については例年どおり、県内養鰻業者の池入れ数量とし、その総量の8割を直近3年の採捕実績に応じて配分する形としたいと思います。

これら取扱方針に関する事項については協議事項とし、後ほど御協議いただきます。

次に諮問事項に移ります。3ページに戻っていただき、一つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。制限措置については、うなぎ資源の保護等を勘案しまして、人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしており、次の通り設定を考えております。詳細については9ページ目移行と併せて御覧ください。漁業種類、各区域の使用できる漁具、漁業者の数について、各区域とも昨年と同数以内にしたいと思います。操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格についてもこれまでと同様としたいと思います。

許可を申請すべき期間は、令和8年9月9日から令和8年10月9日までの1か月間としたいと思います。

ただいま説明しました制限措置の告示案について9ページから20ページを御覧いただき、変更点については下線部分となります。基本的には日付のみの軽微な変更のみとなります。

漁業者の数に変更箇所が一点ございますが、令和7年漁期の申請時点で許可枠より少なく申請のあった区域において、2名ほど減っております。

続いて資料3ページに戻りまして、諮問事項の2つ目が、許可の有効期間です。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和8年12月1日から令和9年4月30日までとしたいと思います。諮問事項の説明

については以上となります。

その他の資料ですが、21 ページに知事から静岡県内水面漁場管理委員会宛（あ）での諮問文がございます。また、参考として 22 ページ以降に、関係法令の抜粋がございます。

最後に、3 ページにお戻りいただきまして、Ⅲ 今後のスケジュールになります。本日御審議いただく内容は、7 月 22 日に行われました内水面漁場管理委員会においても既に了承いただいておりますが、本日の海区委員会で御審議いただいた後、両委員会で答申が得られましたら、5～19 ページの内容で、県公報で告示いたします。なお、字句（じく）等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いします。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたけれども、皆様には、諮問事項「うなぎ稚魚漁業の許可について」と関連の協議事項「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱い方針について」御審議を頂きます。

○高田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では最初に漁業者委員から御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高田会長

ないようですので、次に学識・中立委員から御意見、御質問がありましたら発言をお願いします。

○安間委員

内容について特別異論はございませんが、一点確認したいことがございます。獲れる場所について、駿河湾と遠州灘で多分状況が違っていると思います。先ほど内水面からいろいろな意見をあつたということですが、正直言いますと、管内漁業者からは、もう少し増やしてほしいという意見がありますので、関係者から聞いた意見の状況について差し支えない範囲で説明したいと思います。

○瀧川主任

採捕区域によってもいろいろ意見はございますけれども、特定の区域に偏って、上限を撤廃してほしいというわけでは必ずしもないような状況です。

採捕者に関して言えば、県内バラバラの地区でそれぞれの地区の状況に応じて、上限を撤廃してほしい旨の意見や、一方で、資源保護の観点から、上限を維持してほしいという声との両方を頂いているような状況になります。

○安間委員

分かりました。以上です。

○高田会長

他に何かございますか。

○浪川委員

教えていただきたいのですが、7 ページ目の 3 の採捕許可（6）のこ

ろで、採捕許可数量が、当該年度の養鰻業者による受入量、総量の 8 割を直近 3 か年の実績に応じて配分し、残りの 2 割を留保枠とするとありますが、この留保枠というのは、どのようなシステムですか。

○瀧川主任

養鰻業者の池入れ総量というものが決まっております、こちらを県内全体のうなぎ稚魚の採捕枠として設定しております。

漁期が始まる前に、その 8 割について、区域に応じて皆様に通知するような形になっております。

残りの 2 割については、区域や年ごとに採捕状況が全く異なるものですから、そういった状況に応じまして、当初の採捕枠の 8 割を超えたところから、県に御相談いただいた上で、留保枠から適宜追加していくような形になります。

○浪川委員

分かりました。ありがとうございます。

○高田会長

他に何か。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。異議なしということで、諮問事項、協議事項について原案どおり承認します。続きまして、指示事項「えびかご漁業について」事務局より説明をお願いします。

○望月主査

水産資源課の望月です。着座にて失礼いたします。

資料 2 を御覧ください。えびかご漁業の操業について御説明いたします。

経緯ですが、えびかご漁業は昭和 40 年代から行われてきましたが、昭和 60 年以降は委員会指示により、試験研究機関等が行う場合を除き操業が禁止されていました。平成 9 年にえびかご漁業研究会が発足し、以降試験操業及び水産試験場による資源評価が行われるようになりました。平成 22 年度にはそれまでの資源評価を踏まえ、今後の在り方が静岡海区の小委員会で検討され、同年 8 月の委員会において承認漁業となりました。また承認に当たり、隻数を 3 隻から 5 隻に増やしたため、1 隻当たりの持ちかご数を 120 から 80 に減らしました。更に平成 27 年度以降、漁獲量と資源量の指標値の減少により、承認隻数を 5 隻から 4 隻に減らしております。

1 ページ中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対象種はあかざえびです。あかざえびは銚子沖から日向灘に分布し、水深 200 から 400 メートルで漁獲され、味が良く高値で取引されてきました。操業海域は右の図のとおり、駿河湾西部の斜線を引いてある部分で、水深 200 メートルよりも深い海域となっています。現状の操業の条件などについては、承認隻数は 4 隻以内、操業期間は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、ただし操業日数は 1 隻につき期間中 40 日以内となっております。漁

業の条件として、あかざえびの漁獲量の上限を 2.5 トン、かご数は 80 個以内の制限のもと、操業が行われております。

続いて自主的な資源管理についてですが、えびかご漁業者で構成されるえびかご漁業調整協議会では、資源の持続的利用を図るため、平成 30 年度漁期から漁模様、漁獲量が悪ければ各自操業を控えることを、令和 3 年度漁期からはあかざえびの頭胸甲長 40 ミリ以下の個体については放流をする、そしてサイズが小さくなってきた場合には場所を変更するということを決定し、取り組んでおります。

それでは昨年、令和 7 年度漁期の操業結果について説明します。3 ページを御覧ください。一番上の表 1 にえびかご漁業の操業結果をお示ししております。上がえびかご、下が小型底びき網による結果になります。下の底びき網については、沼津魚市場の数値になります。表 1 のえびかごによる数値、更に過去の数量も加えたあかざえびの漁獲量と、延べ使用かご数を示しております。図 1 を御覧ください。漁獲量は棒グラフ、延べ使用かご数は折れ線で示しております。令和元年度漁期のあかざえび漁獲量は 972 kg。昨年度よりは増加しているものの、過去 5 年間平均漁獲量 1,049 kg を下回っております。延べ使用かご数は 7,520 かごで、前年の 6,184 より増加が見られます。図 2 を御覧ください。図 2 は 1 かご当たりのあかざえび漁獲量の経年変化についてお示ししたものです。延べ隻数や延べ使用かご数は年によって異なるため、こちらの 1 かご当たり漁獲量を資源量の指標としております。承認漁業となった平成 22 年度以降、増減を繰り返しており、近年は減少傾向にありました。令和 7 年度は若干増加が見られておりますが、まだ資源状況はそれほど高いとは言えない状況でした。

次に表 2 を御覧ください。令和 7 年度漁期中の月別の操業結果を示しております。3 月は操業日数が少なく、漁獲量、1 隻当たり漁獲量及び 1 かご当たりの漁獲量も減少しております。図 3 を御覧ください。令和 7 年度漁期におけるあかざえびの頭胸甲長を示しております。これらは漁業者に測定してもらった結果になります。漁期中、頭胸甲長は 45 から 70 ミリの間で推移しておりまして、昨年度から明確な小型化といったことは認められませんでした。

以上を踏まえまして、2 ページのえびかご漁業の指示に関する考え方を御覧ください。2 の指示事項を御覧ください。

先に実施したえびかご漁業調整協議会において、漁業者からかご数を 80 であることに對し緩和してほしいとの強い要望がございまして、事務局内で検討をいたしました。令和 7 年度漁獲量や 1 かご当たり漁獲量は、前年より若干増加しているものの、過去 5 年平均に届いていないこと、また、第 22 期海区委員の方から御意見いただきまして以降掲載しております、指示の方向性がございしますが、こちらに漁獲量や資源量の指標値、1 かご当たり漁獲量の維持、増加を目指すこと。そして、原則として資源量の指標値が上昇し、あかざえび漁獲量の上限 2.5 トンに迫るような年が数年続くといった場合を除いて、指示の制限内容を緩和しないことがございますので、現状では制限の緩和は容認できないと考えております。そのため、令和 8 年度漁期も引き続き、漁獲個体の測定を含む自主的な資源管理の取

り組みを行い、資源状況を注視しながら、承認漁業を継続することとしたいと考えております。

指示内容につきましては5ページ以降を見ていただきたいのですが、昨年度からの変更点は、下線で示した部分、指示の有効期間等、期日に関する変更のみとなっております。

委員会指示の内容について御審議いただき、指示の内容について了承された場合には、5ページ以降の案のとおり県公報にて告示いたします。

なお、軽微な修正等あった場合は事務局で修正することについて、御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしく願います。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたけれども、皆様には、えびかご漁業の操業について、期日の変更以外同じ内容で指示して、指示を継続してよろしいかということで、御審議を頂きたいと思います。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等がありましたら発言をお願いします。

○薩川委員

この4隻の操業の1隻は私なのですが、実際にはさほど毎年変化がないというのが現状でございます。特に漁獲量が少ない、下がっているときは近くで大きな地震があったとか、東北や日本海の地震ですね、そういうときは顕著に少なくなることはあります。少なくなるというのか、かごの中に入らなくなるという状況です。また駿河湾内に入る潮の関係で、ちょうどよい水深にかごが設置できないということがありまして、かごを増やしてくださいというのは私が言いました。かご数が現状少ないものから、水深の良いところに設置できるかごの数が少なくなってしまう。以前の120かごのときは良かったのですが、現在はそれより少ないかご数のため漁獲量が増えてこないというのが現状です。例えば80かごのうち30かごが良いところに落ちても、残りの50かごが外れた場所になることにもなりかねないのです。特に駿河湾の外海から焼津の方にかけては潮が速く、どうしてもかごがうまく落ちないものですから、ちょうど良い水深にいかないことがありまして、そういう理由でもう少しかご数を増やしていただけないかという要望が出ております。以前3隻、120かごで行っていたのですが、そのときに360かごですので、現状4隻なので、80かごをもう少し増やして90かごでどうか、多少でも漁獲量が増加してきたら、そのようなことも検討していただければと思っています。

現状は今のままで仕方がないと考えております。ただ駿河湾であかざえびが増えてこないというのは、かご数の関係でかごをうまく落とせないものだから、どうしても出てこないということが現実的にはあります。以上でございます。

○高田会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

- 金指委員                      お聞きしたいのですが、12月1日から3月31日までが操業ですけれど、かごを置いて揚げるまでの期間は、どれくらいですか。
- 薩川委員                      かごは早いときは1日で揚げます。次の日に揚げます。  
風が吹いたり、潮が速かったりすると揚げられないものですから、2日、3日のことが多く、長いときは1週間くらい置く場合もあります。特に焼津、吉田の場合はどうしても揚げられないため、1週間くらい置く場合もありますが、その場合は風がなくなってから揚げるということです。  
ただ、かご漁の場合は入れて1日ではやはり漁獲物の入りが悪いですね。2日くらい置かないと、入りはどうしても悪いです。
- 金指委員                      12月から3月は、主にこの漁を行っているということですか。
- 薩川委員                      しらすの操業が終わると、つなぎでやります。  
このかご漁というのは、最初の始まりがしらすの端境期、1月、2月くらいのときに、日本海からかごを導入して、焼津でやり始めたものになります。
- 高田会長                      他に何か。では、次に学識委員、中立委員から御意見等ありましたら発言をお願いします。
- 安間委員                      参考に、最近の単価の傾向について教えていただきたいです。
- 薩川委員                      コロナ前は焼津市場でキロ単価2万円ほどまでになりました。ANAが入って海外へ出荷したものは21,000円くらいになりました。コロナ以降は去年、今年については、今年の2月に出したものは最高値で15,000円くらい。下は3,000円くらいになります。最高値というというのは本当に良い品質のものです。  
焼津市場に出す理由としては深層水がある点です。あかざえびが多少弱っていても、生かしきれるといえるか、元気になります。  
ですから、私が豊洲などに出すときは、1万円くらい。京都などでも購入いただけますが、大体1万円というのがデパート（の価格）ですね。焼津が様々なところに出していると思いますけれど、そのくらいの単価にはなっています。ただ、どこで販売してもその単価が出るかというのは疑問でして、国内では1万円が限度ではないかなとは思っています。
- 安間委員                      ありがとうございます。
- 高田会長                      他に何かございますか。  
御意見等が出尽くしたようですので、このことについて原案とお承認してよろしいでしょうか。

○各委員

異議無し。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、えびかご漁業の操業について、原案とお承認します。続きまして、協議事項Ⅰ 知事許可漁業の要望調査への回答について及び、報告事項Ⅱ 知事許可漁業の要望調査について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木主任

水産資源課の鈴木です。資料3を御覧ください。知事許可漁業の一斉更新については、4月の委員会にて、スケジュールの御報告をさせていただきました。今回は、が多いことから、一部の要望については、今回の委員会にて回答の協議をさせていただければと思います。

最初に4月の委員会における説明の繰り返しにはなりますが、本県の知事許可漁業について、簡単に概要を御説明いたします。現在、農林水産省令で定めるもの、静岡県漁業調整規則で定めるもの合わせて約1,800件の許可が発給されております。有効期間は3年となっており、現在の許可は来年の8月31日をもって有効期限が満了となります。そのため、来年9月1日付けで許可を更新する必要があります。一斉更新に当たり、漁協等の漁業団体へ要望調査を行い、水産資源の保護培養の観点や漁業調整の観点から支障がないもの、調整が付いたものについては、知事許可の取扱方針等に反映し、許可の内容に適用していくこととなります。なお、一斉更新に係るスケジュールについては、参考までに資料3ページ目に載せております。こちらは、4月の委員会資料と同じです。

それでは、1ページ下の枠内のⅡ報告事項を御覧ください。沿海16漁協及び及び県漁連、県さくらえび漁業組合等6漁業団体に対して知事許可漁業に関する要望調査を実施いたしました。

要望については、資料の後ろにA3の資料にお示ししております。合計26件の要望が提出されました。後ほど、御説明いたしますが、事務局で要望の内容で分類別して、一覧にさせていただいております。内訳としては、漁業調整規則に係るもの2件、定数増や操業区域の拡大など漁獲圧の拡大につながる可能性のあるもの16件、新規許可4件、その他4件でした。それぞれの要望について、事務局側から漁獲対象種の漁獲状況、資源状態、また、漁業調整上どういった問題が考えられるか等を説明させていただき、そのうえ委員の皆様には要望に対する回答について御協議いただきます。件数が多いことから、今回及び次回9月の委員会に分けて、御協議をお願いいたします。

それでは、次のページに移りまして、Ⅲ協議事項です。最初に要望の基本的な取扱いの考え方について、次に、今回は一部ではありますが、個々の要望の取扱い・回答について協議をお願いいたします。

それでは、まずは、4ページ目、令和9年の一斉更新に当たり漁協等から提出された要望の取扱い（案）について、御説明いたします。まず、

（1）基本的な考え方です。要望への対応については、原則として、以下の①及び②を満たすかどうか判断基準としたいと思います。①水産資源の保護培養の観点から支障がないこと。これは、主な漁獲対象種の資源状

態が問題ないこと。要望内容を認めた場合に、これらの資源に悪影響を及ぼさないこと。なお、影響が大きいことが想定される場合には、試験操業などによりその評価を行う必要があります。②漁業調整の観点から支障がないこと。これは、様々な利害関係者がいる中で、今の形となっておりますので、要望に関係する漁業者、漁業団体等が要望内容に同意している必要があります。なお、同意を得ることが要望を認める条件となる場合には、要望の提出者が主体となって関係漁業者、漁業団体等と調整を行い、同意書をとっていただく必要があります。この基本的な考え方を前提に（２）具体的な要望内容の区分とその対応になります。整理のため、事務局で要望内容をローマ数字ⅠからⅣまでに分類させていただいております。

はじめに区分Ⅰ、漁業調整の改正が伴うもの。こちらは、操業時期や操業区域などの許可の条件が、調整規則とイコールのものを指します。原則、アからウの順で判断となります。ア 主な漁獲対象種の資源状態が問題ないこと。イ 要望内容に係る試験操業の実施が必要な場合は、関係する漁業者の同意を得ていること。ウ 試験操業の結果から、要望を認めるに支障ないと判断された場合には、再度要望に関係する漁業者等の同意を得ていること。

次に区分Ⅱ、漁獲圧が高まると考えられるもの。こちらも（１）の基本的な考え方に沿って、内容によって更に６つに分類させていただいております。右には今回の要望調査での、それぞれの分類が該当する件数を記載しております。

次に区分Ⅲ、新規漁業許可で、該当する漁業がこれまで行われていない場合です。漁獲対象となる資源の状態やその資源を既に利用している漁業者等との調整が整っているかが判断基準となります。

最後に区分Ⅳ、その他です。許可上の条件とは別の縛りがあるため、一斉更新とは別に対応が必要なものになります。１ポツ目として、漁業者同士の協定や申合せなど、調整が行われているものについては、漁業間の調整が整えば協定等の内容の変更で対応できることから、許可の制限又は条件等にはしないこととしたいと考えております。また、２ポツ目、漁業調整規則により制限されている事項、例えば許可条は周年操業が可能ですが、一部の海域は調整規則で禁漁期があるなどの場合は、漁業調整規則改正に向けた調整が必要であることから、一斉更新とは別のスケジュールで対応が必要となります。以上が、要望の取扱いに関する基本的な考え方になります。

それでは資料後半にＡ３の大きい紙で添付しております要望調査の結果及び回答案の説明に移らせていただきます。資料としましては、要望の一覧が３枚、一番後ろに今回の委員会にて回答案まで御協議いただく８件の要望を載せたもの１枚がございます。

まず、資料の構成について、御説明いたします。左から２行目に区分とありますが、要望については、先ほど御説明した内容の分類順に一覧としております。左から順に、許可の種類、要望元の漁協、現在の許可数、要望のあった項目、グレーになっている列が実際の要望内容、次が要望の背

景、そして、現行の許可の内容、最後に要望内容と関係する主な漁業種類を記載しております。

要望は多種多様で数も多く、また協議いただくに当たっては、近年の漁獲状況等のデータも必要であることから、今回は先行して回答できると思われるものに絞って御説明させていただきます。グレーで塗りつぶした列、8件になります。その他は、次回9月の海区で御協議いただければと思います。

一番後ろのA3の資料に今回御協議をお願いしたい要望の抜粋と回答案を記載させていただいております。資料右の3列に漁業調整の状況、主な漁獲対象種の資源状況、回答案を記載しております。

それでは、各要望内容とその取扱いです。まず、許可の条件である操業時間に係る袋網の要望です。こちらは、令和6年の一斉更新の際に委員会で御協議いただいているため、報告的な内容になります。

袋網漁業は浜名湖内で操業されている1人で操業する小型の定置網のような漁業です。主な漁獲対象種はくるまえび等の甲殻類、その他くろだい等の魚類です。現行では、4月から5月末以外の期間は日中操業できない許可内容となっております。漁業者の高齢化、作業の安全性の観点などから、明るい時間に網の上げ下ろし等の作業ができるように、日中も操業可能としてほしいという要望です。くるまえびの資源状況は低位・横ばいですが、くるまえびは夜行性であるため、操業時間を延長して日中操業可能にしても、過度に漁獲圧が高まらない可能性があります。そのため、前回の令和6年において、関係漁業者との調整が整えば試験操業を行い、許可条件の緩和を検討すると回答しておりました。その後、関係漁業者との調整が済んだため、本要望については、本年6月から特別採捕による昼間の漁獲物調査を実施中です。

次に焼津漁協のしらす船びきの操業区域に関する要望です。現在、富士川河口から牧之原となっている区域を、静岡市清水区一駿河区の境から御前崎までに全体的に南側にずらしたいという内容です。こちらは、過去にも出ていた要望で、回答についても同様としております。操業区域をずらす内容で、しらすへの漁獲圧が過度に高まる可能性は低いことから、関係漁業者との調整が整えば認められるものと考えられます。

以下は、中型まき網に関する要望です。8、9は内浦漁協、静浦漁協からの漁獲対象種類を追加してほしいという要望です。現在の許可は、いわし、あじ、さば、かつお、まぐろが対象です。これに、ぶり、いさき等を追加してほしいという内容です。こちらは、現在、県内のまき網漁業者が所属する静岡県旋網漁業者協会と一本釣り漁業者からなる静岡県一本釣り漁業者協会の間で、許可対象種以外の混獲に係る協定が締結されております。そのため、一本釣り漁業者協議会との間で許可対象種以外の漁獲の可否の協議が必要と考えられます。

次に23、24の禁漁期間に関する要望です。駿河湾の南部にある石花海と呼ばれる漁場は、現在、調整規則により1月1日から3月15日まで、1月1日から9月15日の期間に禁漁期間が設定されております。冬期は産卵親魚、夏期は稚魚を保護するため設定されたものですが、海洋環境の

変化により来遊時期の変化がみられるため、禁漁期を変更してほしいというものです。内浦漁協からは、具体的に合計の禁漁期間を15日増やす代わりに、夏期の禁漁期を短くしてほしいという要望を頂いております。

こちらの要望については、繰り返しにはなりますが、冬期はマイワシ、まあじ等の産卵親魚の保護、夏期はまあじ、さば類の稚魚を保護するために設定されました。一方で、来遊状況は変化している可能性があります。漁業調整規則に係る内容のため、一斉更新とは別のスケジュールで関係者との調整が必要となります。

次に25の操業区域に関する要望です。こちらは、申合せ・協定等により操業できない区域について、合理的かつ実態に即した形に見直すため、関係漁業者との協議の場を設定してほしいというものです。毎年、県で関係者の日程等を調整しまして、県旋網漁業者協会と一本釣り漁業者協会との協定会議という会議を開催しておりますので、まずはそういった場を活用していただければと思います。

最後の26も操業区域で、1つ前の要望・回答と重複する部分がございます。毎年4月の海区委員会でも議題となっておりますが、現在、石廊崎沖の旋網の操業は、一本釣り協議会との協定に基づいて操業可能な日時、日数の上限が決められております。現在の協定では、風（なぎ）都合等で直前に操業を中止とした場合も操業日数にカウントされてしまうため、操業しない場合は当日連絡を取ることで、1日にカウントしないようにしたいというものです。回答としましては、こちらも県旋網漁業者協会と一本釣り漁業者協会の間で締結されている協定に係る内容であることから、まずは協会を通じて協定会議の場等で調整をお願いしたいと思います。

以上、8件が今回の委員会で回答を協議させていただきたい内容となります。その他の要望につきましては、次回9月の委員会にて、御協議いただく予定です。それでは、説明が長くなりましたが、御協議のほどよろしくをお願いいたします。

○小泉事務局長

ただいま担当から説明がありましたけれども、皆様には知事許可漁業の要望調査への回答ということで、御協議をお願いいたします。

○高田会長

8番、9番の要望は、主な関係漁業が一本釣りとなりますが、どちらかと言うと定置漁業協会が主で、いさき、ぶりは効率的に漁獲されたら定置網には大打撃を受けます。

もう一つは、今、ぶりはTAC魚種になるならないの話が検討されています。今までもぶりは北部太平洋で獲られていて、漁獲量が多いからTAC魚種にという話でしたが、今年は全く獲れていません。だから、そのあたりはどうなるかもよく分かりませんが、いさき、ぶりは、一本釣りより定置協会の方が漁獲量が多いので、まず定置協会との調整になると思います。

そして、この要望を見ると、それぞれ自分の漁業を拡大してほしいと主張しています。苦しい状況だということは分かりますが、やはりまずは資源管理をどこまで考えるかということがあると思います。資源管理をしな

がら獲らなければなりません。現在対象としている魚種が獲れないから別の物を獲りたいというのは分かりますが、それは潮の影響もあれば乱獲の影響もあると思います。その中で、今後のことを真剣に考えていかなければなりません。

きんめだいもあれだけ駄目だったのが、潮が戻ってきたら幾らか釣れるようになりました。

確かに、自分の漁業だから、獲れなくなったから次の魚種というのも分かりますが、いかがなことかと思います。私は一本釣りをやっていますし、定置も見ていますので話をさせていただきました。だから、そこは話合いの中で、どのようにしていくかだと思います。

自分も十数年間、静岡県一本釣協議会に出席していますが、大体議論は平行線のままです。今の協定を初めに作ったときも、厳しい中でどのように運用していくかという話があったと思います。

#### ○金指委員

いさき、ぶりの要望に関してですが、静浦漁協さんはぶり一択で何年も前から要望を出しています。内浦漁協では、本当に一握りの人がいさきとぶりを何とか獲らせてほしいという要望を出しています。逆に会議に出ている人たちは分かっているので、それは無理だからと話をしておりますが、納得してくれない方々もいるので、要望として出させてもらっております。

もう1点、毎年、高田さんも西原さんも出席して、一緒に一本釣りとは協定を交わしますが、どうしても大中まき網が入ると調整が難しくなります。実際問題、今年のように大中まき網が4月からずっとかつお、まぐろ漁へ出ている間は、中型まき網が県内で操業して小川とか、沼津の魚市場へ水揚げしています。大中小型まき網は、ほとんどが県外の港へ水揚げしています。夏場は特にそのような状況で、大型船を含めると話がまとまらないです。我々も県のまき網協会に入っておりますが、窓口が一つしかありません。そのような状況のため、大型船とは別枠で話合いの場を設けていただければと考えております。県知事許可の中型まき網の意見であれば、少しは柔らかく話せるのではないかと考えております。私個人としては、来年は駄目でも別枠で話ができればと考えております。以上です。

#### ○高田会長

金指委員の話はごもっともだと思います。大型船が北上すれば漁場が空（あ）くので、他の船は商売がしやすいと思いますが、大型船がいる中で商売するのは大変だと思います。同じ漁業の同業者で別に喧嘩（けんか）しているわけでもないのに、そういう場を持ってもよいと思います。

その際には、船主の人たちも出てきて話をすれば、今の状況が分かると思います。できるかどうかは別にしても、納得はすると思います。皆、漁獲量が少なくなって自分が獲るものがなくなれば、やはり獲れるものをもってみたいというのが心情だと思います。自分もきんめだい漁をやった駄目なら、何か変えなければなりません。できるできないは別として、そういう時代になってきているから、今、考えなければならないことが多いと思います。

自分もずっと協定会議に出ています。最初に作った協定が厳しくて、もう少し何とかならないかと思って意見もしました。初めに作った協定の内容を見ると、1尾でもたいが混じっていたら取り出すとか、実際にできるわけがない内容もありました。それを役員に言うと、その場では「分かった。持ち帰るよ。」という話になっても、やはり地元を持って帰ると最終的によい答えになりません。少しずつでも、話をしていくしかないと思います。だから、先ほど金指委員が言ったのは、もっとフラットに現状の話を聞いてもらいたいということだと思います。だから、そのあたりは県が話をする場を作ってみたらどうでしょうか。そのような場で顔を見て話をしていけば、何かあったときに「あの人か」という話になることもあります。漁業は特殊な業界で、海で何かあったときには、すぐに助け合うとか、一緒にやっついていかないと困ります。遭難とか何でも関わってきます。だからこそ、結果はどうあれ、顔を合わせて話し合うことが大事だと私は思います。

○金指委員

ありがとうございます。

○高田会長

他に漁業者委員から何かありますか。なければ、中立、専門委員から質問があればお願いします。

○安間委員

今の高田会長と金指委員とのお話と同じような内容になるかと思います。4ページの②漁業調整関係のポツ2つ目です。

関係者の中で話をしてくださいというのが原則だと思います。やはり関係者だけの話合いですと正直言って、昔からの様々な因縁があるので感情的になって話ができないということがあります。資源保護が大前提というのは当然ですが、場合によっては会長も言うように、県が間に入って話ができるような方向性に持っていかないと滞ってしまうと思います。私としてはそのような対応していただきたいということで、要望をしておきます。

○高田会長

ありがとうございました。他に何かありますか。

○田口委員

4ページ目の②ですが、漁業調整の観点から支障がないこと、要望内容に同意すること、というのが一番上のポツにあります。この同意というのは、同意書か何かで証明するとか、残すという形でしょうか。

○鈴木主任

想定しているのは、漁協の組合長名での同意書とか、漁業者団体の代表者の同意書を想定しております。

○田口委員

ありがとうございます。

先ほど高田会長もおっしゃったように、関係する漁業の範囲というのは、実は結構広かったりするかもしれないので、一本釣りの人たちは聞いていたけれど定置の人は聞いていなかったとか、そういうのがないように

するというのは、結構難しいことだと思いますが、やっていかなければいけないのかなと思いました。

もう一点教えていただきたいのですが、今回、5番目の浜名湖の話で、日中は操業をしてはいけないという制限だと思うのですが、この経緯を教えてください。

○鈴木主任                      主な理由としては、浜名湖内の刺網との兼ね合いです。刺網は袋網と逆に日中だけ操業できるという許可になっておりまして、昼は刺網、夜は袋網というすみ分けになっています。

○田口委員                      分かりました。試験操業の結果、エイ等は獲れたのでしょうか。

○鈴木主任                      まだ始まったばかりではありますが、日中に網を入れても、余り獲れないという状況です。今後の試験操業の結果を見ないと何とも言えませんが、要望の理由でもある安全操業の観点等から考えると、現状では日中に網を入れても資源的に影響が少ないのかなと考えております。

○田口委員                      ありがとうございます。やはり特別採捕を行って現場で何が起きているか調べることは重要だと思いますので、また何かあったら教えていただければと思います。以上です。

○高田会長                      ありがとうございます。他に何かありますか。御意見も出尽くしたようですので、このことについては以上とします。  
時間が来たので、ここで一旦休憩をとりたいと思います。

○小泉事務局長                      それではここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

休憩

○小泉事務局長                      オンライン参加の委員、よろしいでしょうか。それでは再開したいと思います。よろしくお願いします。

○高田会長                      それでは続きまして、報告事項、資源管理の状況の報告について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主査                      水産資源課の山崎です。資料4の「資源管理の状況等の報告について」説明させていただきます。

まず、1の「制度の内容・趣旨」ですが、改正漁業法により、漁業権者の責務が法に明記されました。それに伴い、漁業権者は資源管理の状況等について知事に報告しなければならないとされ、また、この報告を受けた知事は1年に1回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を聴いて、海区委員会に対し報告することとなりました。改正漁業法の抜粋は、最後の16ページにございますので、後ほど御覧ください。

次に、2の「報告内容」です。対象と内容については、表に記載のとおりになります。

次に、3の「今回の報告」に移ります。報告の対象期間は、令和7年1月から12月末までの1年間です。報告の内容は、資料3ページ以降に添付しております。なお、3ページから12ページまでが「共同漁業権」について、13ページと14ページが「区画漁業権」について、15ページが「定置漁業権」についての報告になります。

それでは、表の項目について説明いたします。3ページを御覧ください。一番上の項目の欄を御覧ください。こちらは、共同漁業権の報告になります。

まず、左から2つ目の列に免許番号があり、その右側から順に、漁業権者名、漁業の名称、報告の対象期間を記しております。その隣には、3の「資源管理に関する取り組みの実施状況」を示しております。漁業種類ごとに取り組んでいる場合の他、その団体として取り組んでいる内容についても記載しております。次に、その隣には、4の「漁場の活用の状況」を示しております。これが操業の実態となります。①に操業日数、②に漁獲量を記載しています。また、その右側に、「組合員行使権について」、①に行使権者の数、②に行使の状況を記載しております。最後に、一番右の6の「その他の欄」には、その漁業の状況や実績がなかったことの原因等を記載しています。近年は、海水温の上昇により資源が減少し、多くの漁業でやむを得ず自主休漁や操業自粛となっております。以上の項目については、資料13、14ページの区画漁業権、また15ページの定置漁業権も同様の形式となっております。報告内容についてこちらを精査いたしまして、漁業権者が漁業権漁業を適正に使用していると判断できた場合は、表の一番左側の「判断の欄」にその結果として「○」と記載しています。

なお、表の説明であったように、漁業権漁業となっても操業ができなかったり、数量がまとまらず報告がなかった漁業などもございます。その背景や理由については、なるべく報告を漁協さんをお願いしておりますが、漁業権漁業が1つでも行われていなければならないというわけではなく、漁場全体の利用やそのときに獲るべき、漁獲するべきものに適した漁業があればそちらを優先しますので、報告に基づき漁場利用が適正だったかどうかは、漁場の全体を見て判断をしております。また、今回の報告は「資源管理の状況等の報告」という表題ですが、報告の趣旨としては「漁場を適切に利用しているか」を見るためのものであり、資源管理を行っているかだけを見ているものではありません。その旨御承知おきください。

それでは、1ページにお戻りください。4の「知事の報告について」です。今回の報告について、漁業権者からの報告内容を精査し、県内すべての漁業権において内容が適切であると判断されたため、当該報告における知事の意見を海区会長宛てに報告いたします。報告の文書については、2ページにありますので御覧ください。

以上で、資源管理の状況についての報告を終わります。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、こ

のことについて御意見等がありましたら発言をお願いします。

○高田会長

特に質問がないようですので、このことについては以上とします。続きまして、その他の事項、「全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について」説明をお願いします。

○清水主幹

水産資源課の清水です。座って説明させていただきます。

お時間を頂いて、全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について説明をさせていただきます。全国海区漁業調整委員会連合会では、毎年、漁業調整や資源管理を取り巻く諸課題の解決を図るため、国に対し要望活動を行っております。本年度については、去る7月2日に、連合会会長はじめ、水産庁、国土交通省等に要望活動を行っております。要望内容は要望書になりますけれども、少し厚い資料ですがお配りしてあります。また、昨年度の要望内容と要望先について取りまとめたものを、右の上に「資料2」と記載したのですが、お配りしてあります。

ここで、先に、毎年やっているものですが、来年度の令和9年度の要望に向けた要望事項の取りまとめ等の流れについて、例年のやり方に当てはめる形になりますけれども、説明させていただきたいと思います。めくっていただいて資料の3を御参照ください。

1つ目の箱の中ですが、毎年8月頃に、各ブロックの幹事海区から来年度の要望についての照会があり、これを受けて、海区の委員さんですとか、各沿岸漁協の皆様にも照会を行っております。それを集約して次の海区のときに、当海区としてこういった要望事項にするかということを協議したいと考えています。ただ、毎年要望事項はそんなに変わらず、重複しているところもありますので、たたき台として少し整理した形での照会になると思われます。中身については、まだどんなものになるかという点は、把握できていません。

3、4、5につきましては、ブロックごとに取りまとめて、あとは会長会とか幹事会の段階を踏んで、最終的に、来年の5月の総会になると思いますけれども、そこで、令和9年度の要望事項として決定して、大体7月にまた国に対して要望活動を行う流れになっています。

少し前後しますけれども、当海区から令和8年度の要望の内容について簡単に説明させてください。

めくっていただいて資料の4になります。これは先ほど御説明した流れを経て、令和8年度要望として当海区から提出した要望事項でございます。当海区から出しているのが3項目、うち1件の新規要望として、くろまぐろの管理に関してです。また、資質の向上ですとか、くるまえびの漁獲量、総枠等について、合計7件を継続要望として提出しております。これらにつきましては、先ほどの、令和8年度要望書の該当ページを、一番右の欄に載せてございますので、後ほど御覧になって確認いただきたいと思います。

また、7月2日の要望活動の結果につきましては、各省庁からの回答も含め、会長海区で取りまとめたものを回答のときに提供して下さるとい

うことですので、届き次第、御報告したいと考えております。

簡単ではありますけれども、説明を終わります。よろしくお願いします。

○高田会長

ありがとうございました。これ随分見やすくなったと思います。去年までは、2つに分かれていて見にくいものでした。これを読んでいけば、大体全国からの海区要望が出ているわけですね。

これまで2回ほど参加していますが、要望も分かりづらかったので、分かりやすくしてほしいと思っていました。今回見たら分かりやすくなっていました。こちら県で作成したのですか、それとも全国のものになりますか。

○清水主幹

はい。要望書そのものになります。

○高田会長

ありがとうございます。これだったら多分、皆さんも分かりやすいと思います。

○清水主幹

先ほど申し上げましたが、こちらの要望書を基本として、重複する項目などを絞り込んで、もう少し分かりやすくしたいということです。基本的には、中身はそれほど変わらないと思いますが、それに新規要望が入ってくるかもしれません。

○高田会長

これは、静岡の要望も含まれているということで良いのですよね。

○清水主幹

大体、網羅されていますから、含まれていないことはないかなと思っています。

照会の方法がどのような形でくるかにもよりますが、委員の皆様にも照会させていただきます。よろしくお願いします。

○高田会長

静岡としては、要望をどのように挙げていくのでしょうか。このままで良いのですか。

○清水主幹

当県の要望については、たたき台が示されてくるのに対してそれぞれの項目がいる、いない、というような照会になると考えています。

それ以外に新規としてたたき台以外に何かあればという形で、ブロックごとにまとめ、最終的には全国でまとめるということを聞いています。

○高田会長

わかりました。それでは新規に要望したいことを記せばいいのでしょうか。

○清水主幹

これ以外に追加要望があるか、という照会になると思います。改めてフォーマットを確認した上で照会したいと思っています。

- 高田会長                      静岡として継続して出す中で、新規の追加を皆様にお聞きした方がよいのでしょうか。事務局長、いかがでしょうか。
- 小泉事務局長                  無理に出すことはありませんが、あればお願いします。
- 高田会長                      少し質問があります。  
最近、ウェットスーツを着て泳いで魚を釣る人がいます。今の状況だと何も取締りができないのですが、それが大層危なくて、レジャーなので仕方がないことも分かっている。しかし決め事がないと、操業エリア内に入ってしまう。  
泳ぎながら魚を釣っていると、沿岸の刺し網を掛ける小さい船などは気がつかないで、事故になる可能性も出てきます。同様に2馬力船というかミニボートも出ていますが、去年とその前あたりから、うちの磯（いそ）場でそういうものが出てきていますが、皆さんどうですか。
- 岩瀬委員                      確かに泳いで釣っています。稲取でも見かけます。
- 高田会長                      銚（もり）はダメだけれど、釣るのは、違反ではないかもしれないけれど危なくて気になります。
- 薩川委員                      現状、清水ではサップで寝転んで釣っています。カヌーなどもそうです。竿（さお）はあります。2馬力だけではなくて、全部許可も必要ないので、保安部に言っても、取締りができません。  
ぶつけてしまうあなた方も悪いと言われても、見えないからどうすればよいのかと悩みます。
- 高田会長                      そういう問題が少し起こってきています。危ないです。
- 小泉事務局長                  サップとかカヌーのお話は、航行で危ないという話を聞いていますので、取り扱う釣り具屋さんとか、サップの道具屋さんみたいなところに、モラルとして、危ないので船の航行の邪魔にならないようにしてくださいみたいな注意喚起のお願いはしています。
- 薩川委員                      釣り道具店が釣り人向けに釣れる場所などを掲載しています。  
いせえびがここで釣れますと書いてあります。いせえび釣りに関する情報がある釣道具店には県から言っていたかないと、密漁の人たちが出てきてしまいます。知らないで結局、いいかと思って釣ってる人もいます。
- 小泉事務局長                  先日もニュースで用宗のサップショップの方がツアーを組んでいる記事が新聞に掲載されていました。
- 薩川委員                      それを清水では航路にまで入ってやっていますが、保安部では取締りはできないとのこと。

- 小泉事務局長            モラルを守ってくださいとの注意喚起はしております。ただ強制的に、ということとはできない状況です。
- 薩川委員                私が一番気になるのは、釣具店で釣れる場所の情報提供や道具を売っていることです。一番問題ではないかと思っています。せめて禁止の時期、9月15日までは止めていただきたいのです。密漁にもつながります。その時期に知らずにやっている人も地元や外国人など多いです。  
                                  そういうケースは告訴しなくてはならないので、しませけれども。
- 高田会長                そういうことは、これから増えていくと思います。
- 薩川委員                注意すると公の海で釣って何が悪いと開き直ります。そう言われてしまうと、どうしようもない。法律的に多少何かあれば良いのですが。
- 高田会長                一番、気をつけないといけないのは、浜の方でも同じです。港口でサップをやっていたので、漁業者が注意をしたところ、相手が漁船を動画撮影し、船がそばを通過して波が立ったところを撮られて、逆に訴えられてしまいました。  
                                  そういうこともあるから気をつけないといけないし、注意するのも気をつけないといけないと思います。
- 薩川委員                海岸線で釣りをしている人達（たち）から直接電話がかかってきて、波が出たと文句を言ってきます。  
                                  海だから波は立つのですが、こちらから相手のことは分からないけれど、相手からはこちらが分かるから、気をつけないと思います。
- 高田会長                あまぎが近づいたときに波が立って、うちの漁業者に対して、文句を言ってきたこともありましたが、一度ですが。そういうことに、私達（たち）も気がつかないところもあるので、漁業者も気をつける必要があると思います。  
                                  今話している内容を要望として追加していただきたいです。
- 田口委員                お聞きしたいのですが、くろまぐろのところで、8ページで、管理戦略評価の議論が進められている、と書いてありますが、どれくらい進展しているのかという点を教えていただければ。  
                                  あと、この話と関係ないのかもしれませんが、くろまぐろ漁獲枠の拡大の国際交渉したときに小型魚は6%減で、大型魚は25%増、これは日本でもコンセンサスを得られたお話だったのでしょいか。
- 山崎主査                水産庁からは事前に大型魚25%増、小型魚6%減で交渉に臨みますという説明がありました。特に反対意見も出なかったので、それで交渉に臨んだという流れになっています。

- 田口委員                    結構、小型魚も沿岸の定置の方は苦勞しているのじゃないかなと思って  
いたのですが、皆さん、反対なく受け入れたということですね。
- 高田会長                    よろしいですか。私は 25%大型魚が増えるということで小型の 6 %は仕  
方ないと思っています。
- 田口委員                    ありがとうございます。そのあたり経過が分かにくかったので、ありが  
とうございます。漁獲枠の交渉のときの手続とか、どうなっているのか  
な、と思ひまして。
- 高田会長                    あれ、国がやっているから県には話がこないのではないのでしょうか。
- 山崎主査                    国がこういう方針で行きますという説明はあります。
- 高田会長                    説明だけだそうです。
- 田口委員                    説明だけなのですね。  
やってみてまた、少し違ったみたいなのがあり得る可能性があるとい  
うことですね。
- 高田会長                    まあ、そうでしょう。メキシコに反対されてしまって、25%増えなかつ  
たですね。
- 田口委員                    ありがとうございます。前回も思ったのですが、漁獲量が増えたとき  
の配分が恣意的に感じます。配分方法が決まっていれば良いのですが、前  
回のときも思ったのですが、沿岸漁業者が声を上げないとそのままになっ  
てしまうというか。
- 高田会長                    配分の前に、まだ、増えていませんので。質問も出尽くしたようですの  
で、次の開催についてお願いします。
- 望月主査                    次回の開催について御報告させていただきます。今回は、9月18日金  
曜日に別館7階第2会議室での開催を予定しております。議題としまして  
は、小型機船底びき網漁業手続第3種操業の許可について等を予定してお  
ります。よろしくお願いします。
- 高田会長                    次回開催については、9月18日金曜日ということで、よろしくお願い  
します。以上をもって本日予定していた議題はすべて終了しました。それ  
では事務局に進行をお返しします。
- 小泉事務局長                はい。高田会長並びに委員の皆様、オンライン参加の皆様、長時間にわ  
たる議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上で第 23 期第 10 回海区漁業調整委員会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和 8 年 月 日

議 長  
印

議事録署名人  
印

議事録署名人  
印